令和7年度日本学生支援機構奨学生採用決定者に係る 返還誓約書等の提出について

令和7年4月以降に採用が決定した学生は、下記のとおり「奨学生証」「返還誓約書」等を配付します。また、貸与奨学金採用者においては、返還誓約書の必要事項を漏れなく記入し証明書類を添付のうえ、提出期限までに提出して下さい。

返還誓約書等を期限までに提出しないと奨学金が廃止される場合がありますので、提出期限を厳守してください。

なお、給付奨学金のみ申請していた学生は返還誓約書の提出はありませんが、奨学生証を 配付します。

記

1. 貸与奨学金採用者の返還誓約書等の提出期限

奨学金7月採用者

(6月24日(火)までに進学届を入力した予約採用候補者・在学採用4・5月申請者) 返還誓約書提出期限: **2025年9月5日(金**)

2. 提出場所

各支援室学生支援

3. 配付書類

奨学生証、貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版)

返還誓約書(貸与奨学金採用者)

保証依頼書(機関保証制度を選択した者のみ)

返還方式選択に関するアンケート(授業料後払い制度を除く第一種奨学生)

令和7年7月31日 学生部学生生活課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ("筑波大学奨学制度"で検索) https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/ をご覧ください。